

保護司会だより

あわら地区保護司会

発行 令和6年2月

第 5 号

安心して暮らせるまちをめざして
相談しやすく、誰もが

あわら市健康福祉部福祉課長

村中 直子



吉崎道の駅 蓮如の里あわら 開駅の様子

あわら地区保護司会の皆さまには、日頃から犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生、青少年の健全育成に格別のご尽力を賜り、心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、全国の情勢をみると、刑法犯認知件数の総数は、平成15年以降一貫して減少してまいりましたが、令和4年は、60万1331件と、戦後最小となつた令和3年を上回つており（前年比5.8%増加）、今後の動向について注視すべき状況にあります。また、全国の再犯者は約50%近くまで上昇し、加えて高齢者の再犯問題も深刻だとお聞きしております。

こういった傾向には、社会経済情勢の急激な変化や高齢化、人間関係の希薄化などが一因であると指摘されています。社会で居場所を失い、孤立して生きづらさを抱える罪を犯した人たちの立ち直りに寄り添い、人が人を支える明るい地域社会づくりには、ボランティアの方々のご活躍が一層重要となります。

保護司はボランティアです。
あわら地区では
18名が活動しています。
更生保護女性会は改善更生に協力するボランティア団体です。あわら地区では131名が活動しています。



更生保護女性会
マスコット
オコジョさん

あわら市では、令和5年4月から、福祉分野を中心とした「重層的支援体制整備事業」に取り組み、複雑化、複合化した支援ニーズに対する相談体制として福祉課内に「福祉まるごと相談室」を設置しました。

この事業は、地域や人々のつながりから課題を見つけ、「住まい」や「就労」など、あらゆる分野について横断的、複合的、継続的に関わることで、市民の抱える課題の解決を目指すもので、引き続き地域や関係機関との連携を強化して、相談のしやすい、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを進めてまいります。

新たな加害者も犯罪被害者も生まれない、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを実現するため、今後も保護司の皆さまのお力添えを賜りますとともに、あわら地区保護司会の益々のご発展と、保護司の皆さまの一層の御活躍をお祈り申上げます。

あわら市

「社会を明るくする運動」

小学生作文の部

最優秀賞

「私にできること」

金津小学校 6年

庄田 結葵

私は、非行や犯罪のない地域にするには非行、犯罪の罪の重さを知ることが、大切なかなと思いました。理由は、罪の重さを知ることで、非行や犯罪をしにくくなるし、どんなバツを受けるのかも分かつていいと思つたからです。

もう一つは、相談会を開くことです。理由は、非行、犯罪をする人の中には、家庭内のストレスやイジメ、仕事などのストレスを抱えて、そのストレス発散で非行、犯罪を行う人も多いと思うからです。さらに、大人の人を見回り、パトロールをすることが大事だと思います。理由は、危ない場所に行かせないようにするためや、子供が犯罪に巻き込まれることを防ぐためだからです。あと、自分のことを見てくっている大人がいると感じられれば、非行や犯罪に走る気持ちが起きないと思つたからです。

私は、非行、犯罪をした人の立ち直りは、周囲の協力が必要だと思いました。たとえば前科があることを理由に、「仕事につけない」とあると聞いたことがあります。このようなことがあると、お金が無くなつて、また非行、犯罪を行つてしまふと思ひます。なので犯罪歴があつても、仕事を与えてくれる会社が増えてくれればいいな、と思っています。

さらに、犯罪をした人の心のケアも大切なんだなと思います。理由は、非行、犯罪を犯すまでの気持ちは変化に早く気づけていたら、非行、犯罪をする気持ちが起きたかもしれないからです。さらに、再び非行、犯罪をさせないようにするためです。

もう一つは、罪を犯してしまった犯人の家族も、その人をサポートしていくのが大切だと思いました。周りからいろいろ言われることも多いけれど支えられる家族の方が一番大きいと思うからです。

このようにするためや、社会を明くるためには、一人一人の努力と社会の協力が必要であると感じました。どちらか一方だけでは成立できないので、より多くの人に考えてほしいです。

私は、絵をかくことが好きなので、非行や犯罪を防止できるようなポスターをかこうと思います。そのかいたポスターが、いろいろな場所にはられることで、役に立てたらうれしいです。最後に、自分自身が非行、犯罪をしない、まきこまれないように気をつけて行動していこうと思います。

この作品は福井県推進委員会作文コンテスト 優秀賞（福井県保護司連合会会長賞）

に選ばれました。おめでとうございます。



更生保護施設訪問記

静岡刑務所を訪問して

保護司会会长

林 清一郎

保護司の活動の一つに、更生施設で罪を償い、保護観察付きで社会に出てきた人（保護観察対象者）と面接を行い、指導や助言をするというものがあります。それらの活動のスキルアップを図るため、様々な研修を行っていますが、今回は静岡刑務所で研修を行いました。

静岡刑務所は、主に関東甲信越静岡区域の裁判所で懲役刑が確定した26歳以上の男子受刑者のうち、実刑10年未満で犯罪傾向の進んでいない人や、刑事事件における処分の内容が確定しないまま身柄拘束をされている人を収容しています。定員は、1125名ですが、現在は改修工事の為、400名余りの受刑者が収容されています。

受刑者は、月曜日から金曜日までの5日が矯正処遇（作業・改善指導・教育指導）を行います。

毎月第2・第4金曜は作業以外の矯正処遇で円滑な社会復帰を図るための一般改善指導（薬物依存離脱指導などを）を実施しています。

作業棟では、刑務官の監視の下、受刑者は淡々と作業を行つており、作業場も綺麗に整理整頓され、ゴミ一つ有りませんでした。作業中、我々が接近することもありましたが、脇目も振らず作業に集中していました。

移動中、受刑者に会いましたが、私たちを見つけると、直立不動で外を向き私たちが通り過ぎるのを待っていました。

作業に就いた人には、報奨金が支給されます。出所後の更生資金の一部に充てられる為のもので、出所時に支給されます。毎月明細を告知しますが、被害者への賠償や家族への生活援助など、相当な理由があれば、出所前でも支給されることもあります。

風呂場も綺麗に磨かれており、使用時間は、1グループ15分とのことでした。

生活に必要な食事・衣類・寝具・日用品などは給貸与され、衣類・日用品の一部については、自費での購入も出来ます。

食事は、主食は米・麦、7対3の混合で炊飯され、作業内容で、A食1600kcal・B食1300kcal・C食1200kcalと1日の摂取カロリーが3種類に分かれています。

受刑者の怪我や病気が気がかりでしたが、所内には医療課があり常勤医もいるため、受刑者の医療を受ける権利も守られています。又、単調な生活にならないよう考慮されており、日課の屋外活動や各種スポーツ大会・将棋大会・俳句・短歌・書道等のクラブ活動、慰問演芸などを実施しています。

研修の最後は、自社製品の展示・販売所に行きました。入ると御神輿（富山刑務所制作）があり、他沢山の製品が展示されています。私は革製品の小銭入れと汚れがすごく落ちるという固形石鹼（ブルースティック）と画用紙を購入しました。研修中、刑務官の方が終始柔らかく説明をして下さいましたので、想像していた「重苦しさ」は取れませんでした。

ただ、最後の話の中で、出所して社会復帰しても半数の人が戻ってきてしまう現状を聞き、これまで以上に、私たち保護司も含め、社会全体でのサポート体制が必要と感じました。



